○農林水産省
経済産業省
国土交通省告示第三号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省国土交通省令第一号）第二条第一項第四号ロ並びに同条第二項第六号ロ、ニ、ホ及びヘ(3)並びに第七号ハの規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準等を次のとおり定め、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準等

（到着時刻表示装置の基準）

第一条　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。

（搬入用自動運搬装置の基準）

第二条　規則第二条第二項第六号ロの主務大臣の定める基準は、荷揚げ能力が毎時三百トン以上のものであることとする。

（くん蒸ガス循環装置の基準）

第三条　規則第二条第二項第六号ニの主務大臣の定める基準は、臭化メチルの投薬後二時間以内に当該臭化メチルを均一化するものであることとする。

（くん蒸ガス保有力の基準）

第四条　規則第二条第二項第六号ホの主務大臣の定める基準は、くん蒸ガス保有力が五十五パーセント以上のものであることとする。

（特定搬出用自動運搬装置の基準）

第五条　規則第二条第二項第六号へ(3)の主務大臣の定める基準は、搬出能力が毎時百トン以上のものであることとする。

（強制送風式冷蔵装置の基準）

第六条　規則第二条第二項第七号ハの主務大臣の定める基準は、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が三・七キロワット以上のものであることとする。